

発行:日本司法書士政治連盟

発行人:田嶋規由 編集人:安井 利国

ホームページアドレス:<http://www.ns-seiren.net/>

メールアドレス :office@ns-seiren.net

〒160-0003 東京都新宿区本塩町 9 番地 3

TEL03-3359-0498 fax03-5366-5310

★ 詳細の情報は homepage をご覧ください

★ 速報のため、変更される可能性があります

【日司政連からのお願い】 政連会費をより有効に活用したい。 ⇒ そこで、皆様のメールアドレスを各单位司政連へご連絡ください。

成年後見制度利用促進関連二法案成立！

日司政連は平成22年10月より議員立法による「成年後見制度利用促進法(仮称)」の制定に向け運動してきたが、5年6ヵ月を経て、本日(平成28年4月8日)下記二法案が衆議院本会議において可決成立した。(自由民主党、民主・維新・無所属クラブ、公明党、おおさか維新の会、改革結集の会の共同提案)

記

1. 成年後見制度の利用の促進に関する法律

- ・「成年後見制度の利用の促進に関する法律」は、平成22年10月に日本で開催された成年後見法学会の世界会議での横浜宣言を受け、発足から10年を経過している日本の成年後見制度について、見直し及び改善が必要不可欠であるとの共通認識の下、日司政連が自民・公明・民主各党に対し議員立法の要請活動をしたのがスタートです。
- ・同年12月22日、まず公明党が「成年後見制度促進プロジェクトチーム」を設置、成年後見制度に関係する多くの団体からのヒアリングを開始し、議論を繰り返してこの法律原案が策定されたものである。
- ・途中、東日本大震災、その後に政権交代もあり議論停滞の時期を経て、昨年の通常国会中に司法書士制度推進議員連盟河村建夫会長の強い後押しにより、自民党田村憲久衆議院議員、同盛山正仁衆議院議員、公明党大口善徳衆議院議員、同高木美智代衆議院議員、民進党古川元久衆議院議員、同階猛衆議院議員を中心に、超党派の司法書士制度推進議員連盟の先生方により、急ピッチで取り纏めがなされました。
- ・この状況を受け日司政連は、昨夏より日司連三河尻執行部と表裏一体となって、成年後見センターリーガルサポート、日本成年後見法学会の協力の下、議員立法実現のための要望活動を加速し強力な運動を展開しました。昨年末から本年4月にかけて、国会及び議員会館に陳情を繰り返し、ようやく成立の日の目を見ることが出来ました。

2. 成年後見の事務の円滑化を図るための民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律

- ・この法律は、上記「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行され、制度全体が改善されるまでに一定期間を要するため、司法書士制度推進議員連盟塩崎恭久幹事長を中心に自民党が緊急課題として取り纏めたものです。「死後事務の一部、郵便物の転送開封を含む管理等後見人の権限」が一定要件下で認められることとなります。

この二法案は上記国会議員の他、自民党佐藤勉国会対策委員長を筆頭とする各党国対役員の先生、衆参各党内閣委員会委員長・理事の先生また衆議院法制局及び関係諸機関の皆様にご多大なご尽力をいただきました。深甚なる敬意と心よりの感謝を申し上げます。一人一人お名前を挙げさせていただきたいところですが、4月23日(土)開催の日司政連第46回定時大会にて詳しくご報告いたしますので、何卒ご容赦下さい。

今後、司法書士は、法により組織される成年後見制度利用促進委員会に有識者として入り、積極的提言が求められると思います。いよいよ実務家の本領発揮の場面です。「司法書士界一致団結」引き続き頑張りましょう。

ご支援ご協力いただきました皆様への感謝の気持ちを込めての一番のご報告です。ありがとうございました。